

地域振興県土警察常任委員会資料

(平成30年6月15日)

- 1 山陰道鳥取西道路の一体供用について 【道路企画課】……1ページ
- 2 山陰近畿自動車道(鳥取～福部間)計画段階評価に係る意見聴取の着手について 【道路企画課】……2ページ
- 3 高速道路ネットワークのミッシングリンク解消等に係る要望状況について 【道路企画課】……3ページ
- 4 「道の駅」の名称決定(西いなば 気楽里(きらり))について 【道路企画課】……4ページ
- 5 第10回米子駅南北自由通路等整備事業協議会の概要について 【道路建設課】……5ページ
- 6 県管理河川に係る洪水浸水想定区域の公表について 【河川課】……10ページ
- 7 県管理河川の減災対策協議会(第3回)の開催について 【河川課】……12ページ
- 8 鳥取砂丘コナン空港グランドオープンについて 【空港港湾課】……13ページ
- 9 鳥取県立みなとさかい交流館の指定管理者審査要項(案)の概要について 【空港港湾課】……16ページ
- 10 鳥取県立鳥取港ポートパークの指定管理者募集要項(案)の概要について 【空港港湾課】……18ページ
- 11 鳥取県営境港水産物地方卸売市場及び境漁港の指定管理者審査要項(案)の概要について 【空港港湾課】……20ページ
- 12 一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について 【道路企画課】……22ページ

県 土 整 備 部

山陰道鳥取西道路の一体供用について

平成30年6月15日
道路企画課

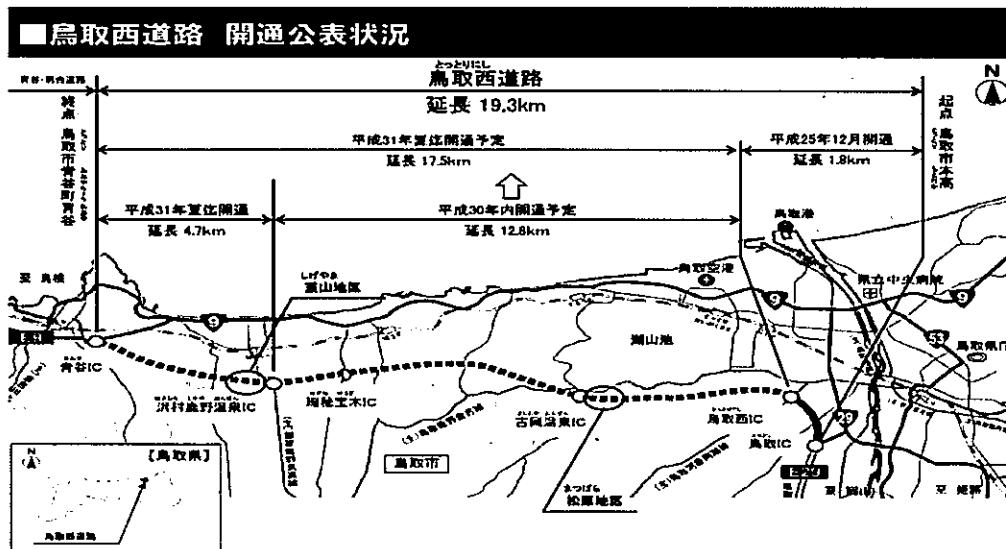
山陰道の鳥取西道路(鳥取西IC～青谷IC区間)については、6月4日(月)に開催された知事と中国地方整備局長の懇談会において、平成31年夏までの全線一体供用が正式発表されましたので報告します。

1 経緯

- 浜村鹿野温泉IC～青谷IC区間の重山地区の法面に変状について、平成29年12月に鳥取西道路技術検討委員会においてトンネル工法が妥当と判断され、国から平成31年夏までの開通が発表された。
- 平成30年内の開通が予定されていた鳥取西IC～浜村鹿野温泉IC区間の松原地区で、平成29年12月に法面に変状が確認され、鳥取西道路技術検討委員会において対策工法の検討がなされてきた。
- 浜村鹿野温泉IC近傍の地元自治会等から、全線一体供用について国県市へ要望が行われた。
※理由:部分開通に伴う交通量の増大により、交通事故の発生や生活環境への影響が懸念されるため。
- 平成30年5月23日に第4回鳥取西道路技術検討委員会が開催された。松原地区については、グラウンドアンカーによる対策が妥当とされ、工程については早急に精査されることとなった。
- 同日、知事から中国地方整備局長に対して、地元地域への影響に配慮し鳥取西道路(鳥取西IC～青谷IC区間)の全線一体供用について要望を行った。
- 国は、技術検討委員会で妥当と判断された松原地区の対策工法を踏まえて工程を精査したところ、平成31年夏までの一体開通が可能と判断し、鳥取西道路全線の平成31年夏まで的一体供用を発表した。

2 今後の方針

国は、早期の鳥取西道路全線一体開通に向けて工期短縮を図りながら安全に工事を進めるにとどめられており、県としても引き続き早期の供用を働きかけていく。



【参考】第4回鳥取西道路技術検討委員会の概要

重山地区について

- 改良土盛土の施工に当たっては、梅雨、台風などの影響も懸念されるため、経過観察を適切に行いながら施工を進めること。(委員の主な意見)

松原地区について

- 北側斜面の対策工について議論され、グラウンドアンカーとし、変質帯を避けた位置に定着させることが妥当と判断された。

山陰近畿自動車道(鳥取～福部間)計画段階評価に係る意見聴取の着手について

平成30年6月15日
道 路 企 画 課

山陰近畿自動車道(鳥取～福部間)について、国土交通省が平成28年10月から着手されている計画段階評価の一環として、5月25日(金)からアンケート調査をはじめとする意見聴取に着手されましたので報告します。

■アンケート調査の実施概要について

- 期間 平成30年5月25日(金)～7月31日(火)
- 内容 地域、道路、交通の現状と課題、道路計画の必要性
- 場所 県東部の官公庁及び主要観光施設等(21箇所)
- その他 旧鳥取市・旧福部村の全戸及び県東部地域等の事業所(約78,000戸)に対しても郵送によるアンケート調査が実施される予定です。

■その他の意見聴取の概要について

○オープンハウス

6月21日(木)～22日(金)：鳥取市駅南庁舎エントランスホール

7月6日(金)～9日(月)：イオンモール鳥取北モール棟1階

※オープンハウスとは、道路の改良計画の検討における市民参加型の道路計画の進め方や、鳥取都市圏の地域の状況、渋滞などの道路の課題等について、わかりやすく展示・紹介するもの。

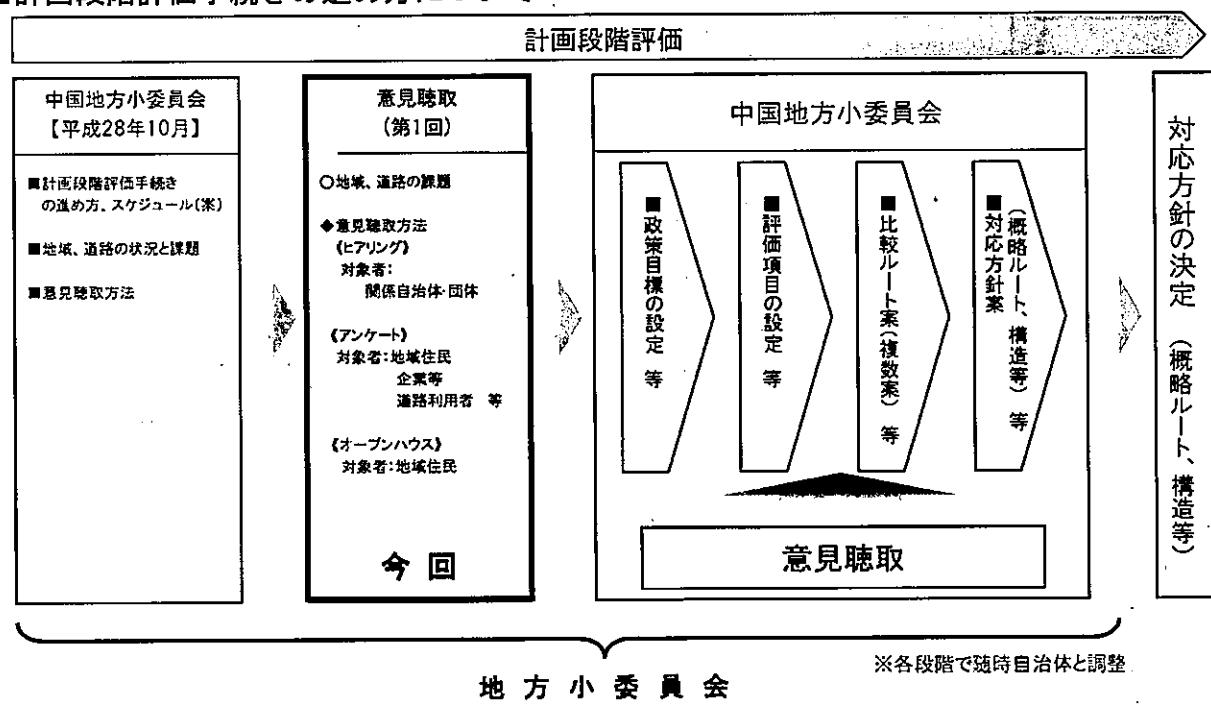
○ヒアリング調査

自治体や関係団体、物流・観光事業者等に対するインタビュー形式のヒアリングを実施する予定です(詳細調整中)。

○ワークショップ

地域住民や事業者等によるワークショップを開催する予定です(詳細調整中)。

■計画段階評価手続きの進め方について



高速道路ネットワークのミッシングリンク解消等に係る要望状況について

平成30年 6月15日
道 路 企 画 課

山陰道「鳥取西道路」などの高速道路ネットワークのミッシングリンク解消や米子自動車道などの定時性、安全性の確保のための付加車線整備等の促進について、国及び西日本高速道路(株)に要望を行いましたので、報告します。

1 中国地方整備局長への要望

5月23日、平井知事が中国地方整備局長に対して、山陰道（鳥取西道路）の早期一体供用及び県内高速道路の早期整備の要望を行いました。

【要望概要】

〈平井知事〉

- ・鳥取西道路について地元への影響を考慮して、一体供用を選択肢としていただき、早期の供用をお願いしたい。

〈川崎局長〉

- ・知事の言葉を重く受け止め、供用について検討する時間をいただきたい。



5月23日 川崎 地整局長

2 NEXCO 西日本中国支社長への要望

5月23日、平井知事が西日本高速道路(株)中国支社長に対して、付加車線整備の促進について要望を行いました。

【要望概要】

〈平井知事〉

- ・江府 IC 付近の付加車線事業が着工となり早期の供用、さらに県境部等の4車線化をお願いしたい。

〈小橋支社長〉

- ・江府 IC 付近の工事は順次発注し事業を進めている。
残る県境部等も整備の必要性を理解している。



5月23日 小橋 中国支社長

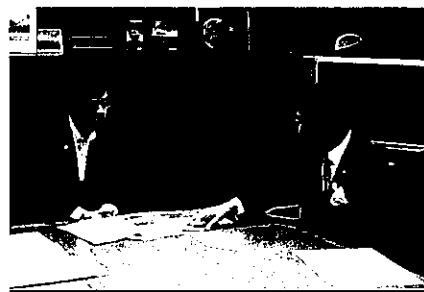
3 全国高速道路建設促進協議会での意見発表及び関係機関への要望

5月29日、平井知事が全国高速道路建設促進協議会（「全高速」という。）総会において、鳥取県の高速道路整備の現状及び早期整備の必要性について、全国に向け意見発表しました。

さらに、特別要望では、菅内閣官房長官及び石井国土交通大臣に全高速会長の尾崎高知県知事と一緒に全国の高速道路の早期整備等について要望を行うとともに、鳥取県の高速道路整備についても要望を行いました。



5月29日 菅 内閣官房長官



5月29日 石井 国土交通大臣

〈菅内閣官房長官〉

- ・冬期通行止めによる損失に対して、暫定2車線の解消に理解を示されました。

〈石井国土交通大臣〉

- ・高速道路整備の必要性の想いは同じであり、しっかりと受け止めて進めさせていくとの発言がありました。

4 今後の要望方針

引き続き、山陰道「鳥取西道路」の早期供用を要望するとともに県内の高速道路のミッシングリンクの解消や米子自動車道等の付加車線の早期供用等要望していくこととします。

「道の駅」の名称決定(西いなば 気楽里)について

平成 30 年 6 月 15 日
道 路 企 画 課

山陰道「浜村鹿野温泉 IC」近傍に鳥取市と鳥取県が整備中の道の駅「気高（仮称）」の名称が、「西いなば 気楽里」（にしいなば きらり）に決定しましたので、報告します。

1 選考経過

- ・4月13日（金）から4月30日（月）にかけて鳥取市が一般公募
 - ・応募作品113件の中から、1次選考で既に道の駅、商標登録などに名称があるものを除外
 - ・2次選考として、5月18日（金）に（仮称）「気高道の駅」名称選考委員会（委員長：鳥取市観光コンベンション協会 加藤理事）の審査により、「西いなば 気楽里」（にしいなば きらり）を名称候補として選考
 - ・鳥取市長が名称を「西いなば 気楽里」に決定し、5月31日（木）に公表

2 選考委員会メンバー

所屬	役職	氏名
鹿野地域振興会議	会長	田中 文子
氣高地域振興会議	会長	池長 純子
青谷地域振興会議	委員	松岡 礼子
鳥取市西商工会	事務長	中井 哲也
鳥取県漁業協同組合	代表理事専務	大磯 一清
鳥取市観光コンベンション協会	理事	加藤 勝茂
鳥取県土整備事務所	所長	福政 孝啓
鳥取市経済観光部	部長	浅井 俊彦
鳥取市都市整備部	部長	綱田 正

完成イメージ

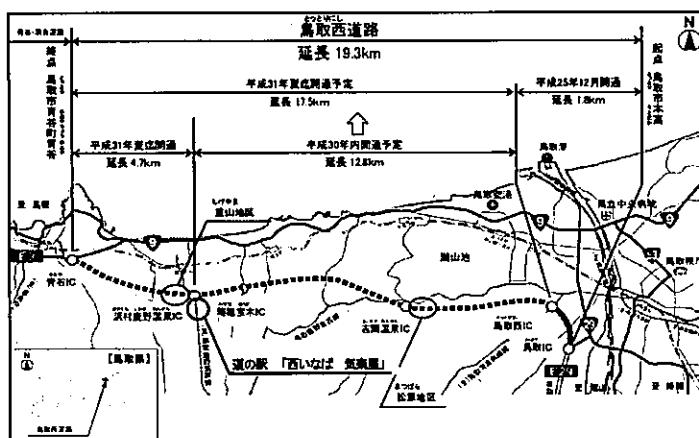


3 道の駅「西いなば 気楽里（きらり）」の概要について

- 整備期間 平成28年度～平成30年度
○オープン予定 平成31年春予定
○全体事業費 約1,897百万円（県：約600百万円、市：約1,297百万円）
○整備施設概要

施設	整備	施設内容
駐車場	県	小型車72台(うち多目的2台)、大型車21台、二輪車4台
	市	小型車47台(うち多目的1台、EV充電器1台)、RVパーク2台、大型車1台、二輪車11台
駅舎	県	情報・休憩コーナー、トイレブース
	市	体験加工室・地域交流室・農畜産・海産加工室、レストラン、物産販売コーナー、ファーストフード、飲食コーナー、PC情報・案内所、コンビニなど
その他	市	足湯、エネルギー備蓄倉庫(木質バイオマス、非常用発電機)、イベント・休憩スペース、多機能用地(イベント広場・臨時駐車場)、ガソリンスタンド

整備位置



第10回米子駅南北自由通路等整備事業協議会の概要について

平成30年6月15日
道 路 建 設 課

6月7日（木）に「第10回米子駅南北自由通路等整備事業協議会」（三者協議会）を開催したので、概要を報告します。

＜第10回 米子駅南北自由通路等整備事業協議会＞

日 時 平成30年6月7日（木）13：30～14：00

場 所 米子市役所 5階 議会第2会議室

出席者 [米子市]：伊澤副市長、錦織建設部長、 [JR米子支社]：和田副支社長、国森課長

[鳥取県]：岡村統轄監、中山西部総合事務所長

1 米子駅周辺の賑わい創出について

1) 米子市の推進体制について

総合的なまちづくりを推進する新たな体制について報告があった。

- ・米子駅周辺整備について、(新)都市整備部都市整備課[ハード整備を担当]と(新)総合政策部都市創造課[駅周辺の賑わい創出を担当]が共管する。

2) 米子駅北広場、だんだん広場等の利活用について

【米子市】新駅ビルは活用せず、自由度の高いだんだん広場等を民間事業者と連携して活用する方針への転換を、三者協議会の場で改めて表明された。

【鳥取県】県は単独での新駅ビル使用を考えていないこと、市の方向性を尊重し、市がだんだん広場を活用するということであれば出来る限りの協力をしていくことを表明した。

【JR米子支社】駅周辺の開発について、将来に向けて機能性の高いものとするよう協力していくことを表明された。

3) 米子駅周辺活性化専門家委員会の設置について

駅周辺の活性化に向けて地元経済界や有識者等から幅広く意見を聞きながら検討を進めるため、「米子駅周辺活性化専門家委員会」の設置について報告があった。(第1回委員会：6月8日（金）開催)

<設置目的>

米子駅南北自由通路等整備事業を契機とした米子駅周辺の賑わい創出・活性化の加速・拡大に向け、民間事業者との連携を含めた具体的な施策の検討を行う。

＜米子駅南北自由通路等整備事業協議会（三者協議会）の見直し＞

自由通路等詳細設計が完了し工事着手の目途が立った時点で、三者協議会の目的や名称等を見直し、新しい枠組みで連携を図ることについて、米子市が提案された。

- ・今後の主要課題は駅周辺の賑わい創出であり、現協議会を見直し、「(仮)米子駅周辺活性化連携会議」と名称を改め、駅周辺の賑わい創出に向けた調整を行う会議へ移行する。
- ・これまでと同様に鳥取県・JR西日本米子支社・米子市で構成されることを前提として、会議の概要を三者で調整していく。

※県は市の提案に賛同する。元々、三者協議会は駅周辺の賑わい創出も含めて連携を図る場と認識している。

2 今後のスケジュールについて

- ・残存ビルの耐震補強工事は今年中の完成を予定し、その後、新支社ビル予定地にあるビル取壊しに着手し、次年度に新支社ビルの建設に着手する見通しが示された。
- ・市は、今秋～冬頃にデザイン案も含めた設計案を中間報告という形で議会や住民の方に公表する方針を示した。
- ・市が実施する米子駅地下駐車場の平面化工事は、大山開山1300年祭関連のイベントが落ち着く11月頃に着手予定で、工事期間中(約9か月)は代替地として市営万能町駐車場(116台)を活用するとの考えが示された。

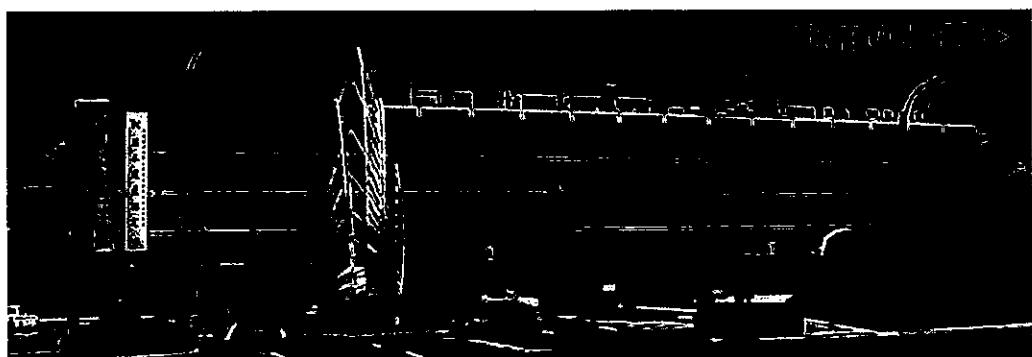
米子駅南北自由通路等整備事業の概要

【計画概要】：米子市事業

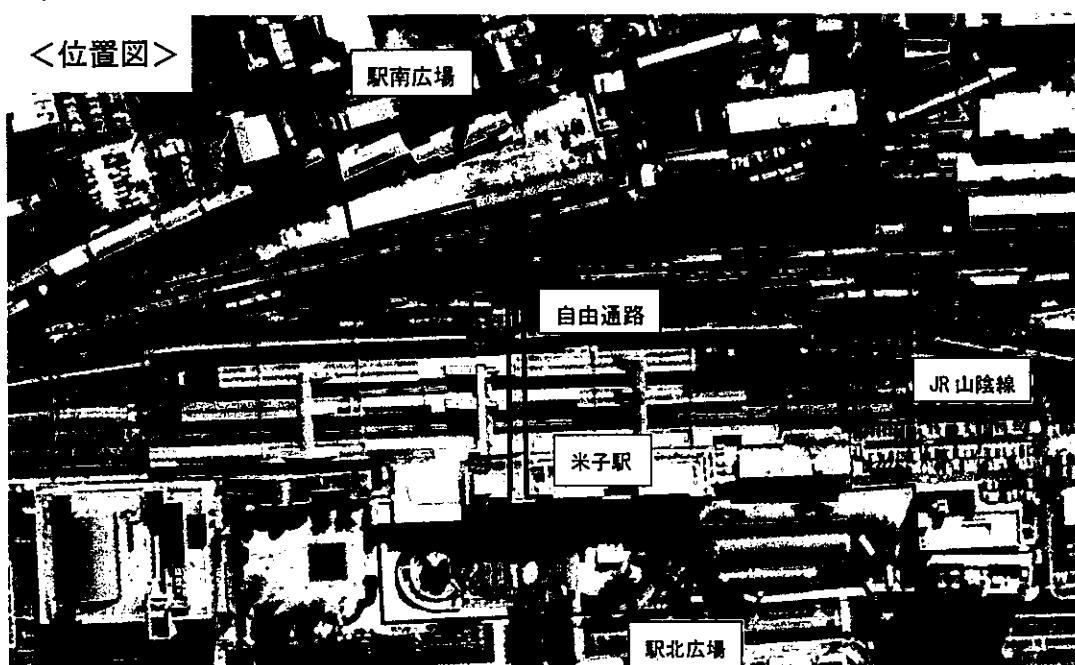
- ① 自由通路 延長 133m (線路上空 約 105m)、幅員 6.0m
- ② 駅南広場 面積 5,545m² (一般駐車場29台、観光バス駐車場4台、タクシーホルム8台など)

【概算事業費】

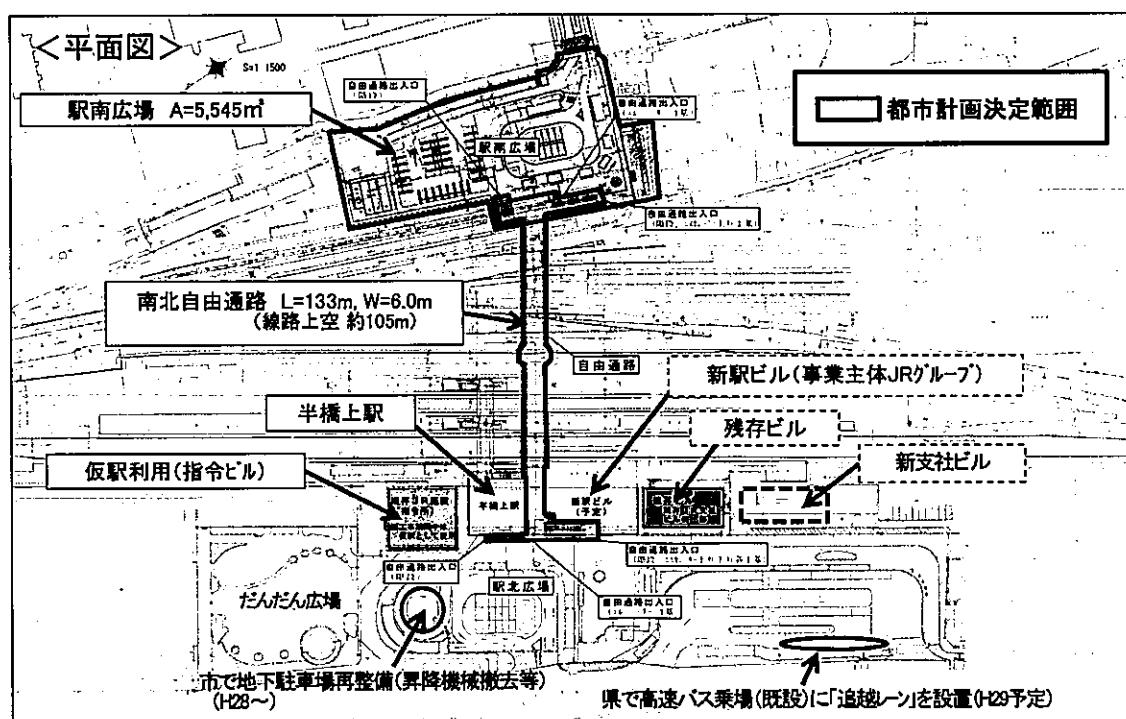
約 60.57 億円



＜位置図＞



＜平面図＞



米子南北自由通路等整備事業スケジュール

資料 3

第10回 米子駅南北自由通路等整備事業協議会資料

年度	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35
駅南広場 整備	都市計画決定(2/24) 事業認可(3/10)	■■■■■ 詳細設計				駅南広場整備		
自由通路等 整備	都市計画決定(2/24) 事業認可(3/10)	支障移転構内改良等 ■■■■■ 自由通路詳細設計			自由通路新設 ■■■■■			
支社ビル 移転		■■■■■ 詳細設計		仮駅新設 ■■■■■	支社ビル部分撤去 ■■■■■	橋上駅新設 ■■■■■		
新駅ビル		■■■■■ 詳細設計	新支社ビル新設 ■■■■■				詳細設計・新駅ビル建設 ■■■■■	(時期検討)
関連工事 (県・市)		高速バス追越レーン：鳥取県 ■■■■■	米子駅前地下駐車場平面化：米子市 ■■■■■					
JR工事	■■■■■	自由通路開通工事	■■■■■	米子市工事	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■

凡例 JR工事 ■■■■■ 自由通路開通工事 ■■■■■ 米子市工事 ■■■■■ スケジュールについては、詳細設計後、時点修正を行つ。

参考：米子市資料

米子駅周辺活性化専門家委員会の設置について

米子駅周辺活性化庁内プロジェクトチーム（平成29年6月設置）において、駅周辺の賑わい創出・活性化に向け、新駅ビルの利活用を含む賑わい創出に向けた検討を行い、駅ビルより利活用の自由度の高いだんだん広場等を民間との連携により利活用する方針とした。

この方針の具体化に向け、地元経済界や有識者等からなる「米子駅周辺活性化専門家委員会」を設置し、専門的な見地から幅広く意見を伺いながら検討を進めることとする。

《委員会概要》

○設置目的：米子駅南北自由通路等整備事業を契機とした米子駅周辺地区の賑わい創出・活性化の加速・拡大に向け、民間事業者との連携も含めた具体的な施策の検討を行うことを目的とする。

※特に、だんだん広場及び米子グルメプラザの民間との連携による利活用について、民間事業者から活発な提案を受け、より効果的な整備とするため、専門的な見地からの意見を伺う。

○委員数：10名（別紙のとおり）

その他

市長が出席を求める者2名（経済部長、都市整備部長）

アドバイザー2名（UR都市機構、米子金融会）

○委員任期：平成30年6月8日から平成31年3月31日まで

【委員会開催予定】

第1回　日 時：平成30年6月8日（金） 午後1時30分から午後3時30分まで
場 所：議会第1会議室

第2回以降は、8月、11月、3月の予定（計4回を予定）

参考：米子市資料

米子駅周辺活性化専門家委員 一覧

	所属	氏名	性別
官公庁等	鳥取県 西部総合事務所地域振興局 局長	ひろせ りゅういち 広瀬 龍一	男
	JR西日本米子支社 担当課長	くにもり ひろし 国森 浩	男
学識経験者	鳥取大学 地域学科教授	やました ひろき 山下 博樹	男
	米子工業高等専門学校 建築学科准教授	おぐら ひろか 小椋 弘佳	女
地元経済団体等	米子商工会議所 専務理事	やまね じゅんじ 山根 淳史	男
	米子商工会議所青年部 まち未来推進委員会 担当副会長	きたに なおや 木谷 直也	男
	鳥取県経済同友会西部地区 鳥取島根合同委員会	はせがわ よしあき 長谷川 義明	男
	米子信用金庫 総合企画部長 兼戦略営業室統括室長	おかむら てつあき 岡村 哲晶	男
地元事業者等	米子駅前商店街振興組合 理事長	かなやま ひろみち 金山 博眞	男
	元町通り商店街振興組合 理事長	えんどう よしひろ 遠藤 至弘	男

米子市	経済部長	※地元自治体として、検討に加わります。
	都市整備部長	

アドバイザー

	UR都市機構(独立行政法人都市再生機構)	※官民連携の具体手な手法等、アドバイスをいただきます。
	米子金融会(山陰合同銀行米子支店)	

事務局

米子市	総合政策部都市創造課	米子駅周辺整備推進室
	都市整備部都市整備課	

県管理河川に係る洪水浸水想定区域の公表について

平成30年6月15日
河川課

水防法改正（平成27年5月20日）に基づき、想定最大規模の降雨に対する洪水浸水想定区域図を指定・公表しましたので、その概要を報告します。

《概要》

- 近年の想定を超える洪水等へ対応するため、水防法が一部改正（平成27年5月20日）された。これまで県（河川管理者）は、計画規模（20～100年確率）の降雨に対する洪水浸水想定区域の公表をしていたが、この法改正により、県内の洪水予報河川・水位周知河川（全20河川）について、想定最大規模の降雨に対する洪水浸水想定区域を指定し、公表することが義務付けられた。
- この度、対象20河川のうち15河川について、浸水想定区域の解析・取りまとめが完了し、関係市町村への説明も終え了解を得たことから、水防法14条の規定に基づき指定・公表を行った。

<告示日：平成30年6月5日>

- 今後は、関係する市町村において、今回公表する洪水浸水想定区域等をもとに、順次、水防法第15条の規定に基づく「ハザードマップの更新」や「避難所等の見直し」の検討が行われることとなる。県としては、市町村に必要な技術支援等を行うなど避難体制の強化に努めていく。

1 今回公表した河川（計15河川）

管内	河川数	河川名
鳥取	4	一級河川千代川水系大路川・野坂川、二級河川勝部川水系勝部川・日置川
八頭	2	一級河川千代川水系八東川・私都川
中部	3	二級河川橋津川水系東郷池、一級河川天神川水系三徳川、二級河川由良川水系由良川
西部	4	一級河川斐伊川水系加茂川・旧加茂川、二級河川佐陀川水系佐陀川・精進川
日野	2	一級河川日野川水系日野川・板井原川

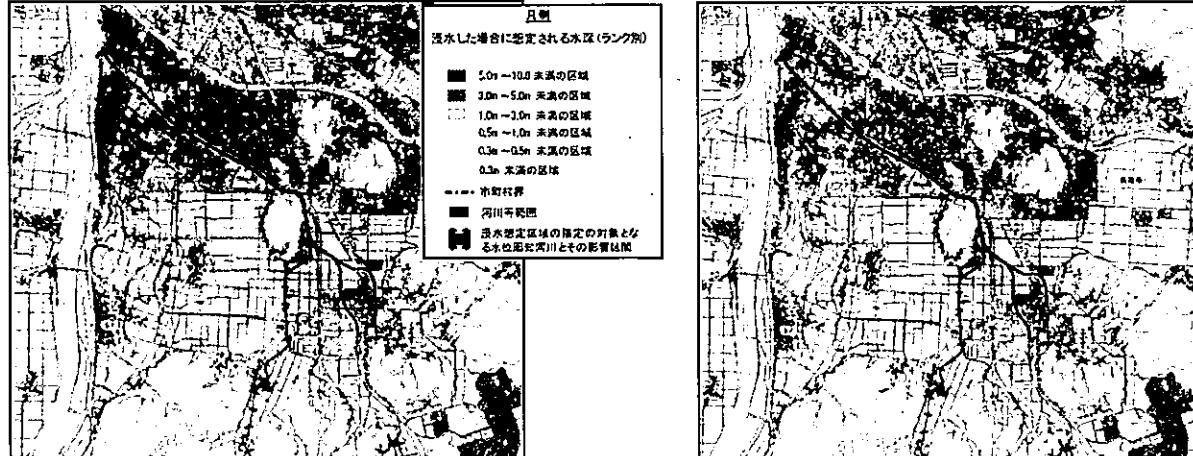
2 公表の内容

1) 浸水の区域及び水深（例：一級河川千代川水系大路川）

現行の計画規模の浸水想定区域、水深について、想定最大規模の降雨に対するものに拡充した。

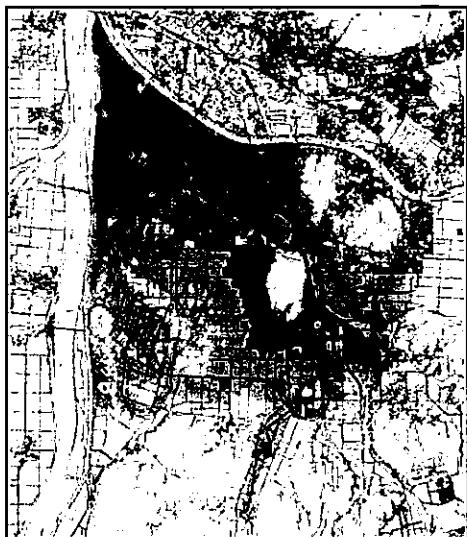
<想定最大規模>

<参考：計画規模>



2) 浸水の継続時間

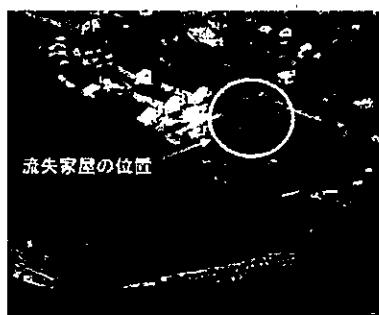
立ち退き避難（水平避難）の要否や企業のB C Pの策定等に有用な情報として、想定最大規模の降雨において避難が困難となる一定の浸水深（0.5m以上）を上回る時間を明示した。



凡 例	
浸水継続時間(浸水深0.5m以上) (ランク別)	
■	12時間未満の区域 (浸水深0.5m未満の区域含む)
■	12時間～1日未満の区域
■	市町村界 河川等範囲
■	浸水者在区域の指定の対象となる 水位局知河川及びその影響区間

3) その他（洪水時家屋倒壊等氾濫想定区域）

早期に立ち退き避難（水平避難）が必要となる区域として、洪水時に氾濫による流体力の作用及び河岸侵食による基礎の流失による家屋倒壊の危険性について評価した。



洪水ハザードマップ作成の手
引き(国土交通省)
[写真提供 西日本新聞]

3 今後の予定

残り5河川（塩見川、河内川、蒲生川、小田川、小松谷川）を、台風期前（8月末）を目途に公表する予定と
している。

県管理河川の減災対策協議会（第3回）の開催について

平成30年6月15日
河川課

水害から県民の命を守るために、平成29年5月に県管理河川の減災対策協議会を立ち上げ、平成30年3月に、概ね5年間で実施する「水害に対するソフト・ハードの取組」（アクションプラン）をとりまとめたところですが、この度、第3回協議会を開催し、市町村・県・国が連携して今年度取り組む内容について確認しました。

1 県管理河川の減災対策協議会（第3回）

【開催日】

平成30年5月14日：天神川圏域

平成30年5月18日：千代川圏域

平成30年6月1日：日野川圏域

【構成員】

（委員）市町村長

国土交通省（河川国道事務所長等）

気象台長

鳥取県 危機管理局長、県土整備部長、

県土整備局（事務所）長、企業局長

（オブザーバー）国土交通省中国地方整備局河川部

（事務局）鳥取県県土整備部河川課

＜天神川圏域 第3回協議会＞



【開催経過】

平成29年5月：第1回協議会 設立

平成30年2～3月：第2回協議会 アクションプランのとりまとめ

2 平成30年度の主な取組

- ・水位周知河川等の想定最大規模降雨に係る洪水浸水想定区域図の作成・公表 →6月5日公表
- ・水位周知河川等以外の河川の簡易浸水想定区域図の作成・情報提供
- ・ハザードマップの更新及び地域防災計画、避難計画等の検討
- ・要配慮者利用施設の避難確保計画策定や避難訓練の促進 →施設管理者への説明会(5月21, 23, 25日)
- ・地域の支え愛マップ作り・訓練等を通した地域防災力の向上
- ・水位周知河川の指定拡大（小松谷川） →6月5日指定
- ・水防団との「重点監視区間、適切な樋門操作方法」の共有化等による効率的な水防活動の推進（大路川、八東川・私都川、東郷池、玉川、佐陀川・精進川）
- ・ダム放流情報の伝達方法や連絡体制の検討及び訓練の実施（賀祥ダム） →5月29日実施
- ・流域一体となった総合的な流木対策の検討
- ・河川監視カメラ、低コスト水位計の増設、ハード対策の推進 等

3 協議会における市町村長等の主な意見

- ・防災力向上のため、福祉部局だけではなく防災部局も連携して支え愛マップ作りに取り組みたい。
- ・標高の高い位置に避難所がない。また、土砂災害のことを併せて考える必要があり、避難場所の選定は非常に難しい。
- ・水害がないようハード事業にも引き続き取り組んでほしい。
- ・想定最大規模降雨に係る洪水浸水想定区域図について、「1000年に1回の確率の雨だから逃げなくていい」と誤解されないよう表現を工夫いただきたい。
- ・校区を越えた広域避難についても、避難訓練等で周知する必要があると感じている。
- ・旅館等の全避難についても現実的には難しく、雨量予測等の精度をあげてもらいたい。
- ・河川監視カメラの増設を県と連携してやっていきたい。
- ・堤防の弱点部が把握できる情報を、洪水浸水想定区域図に併せて提供してもらいたい。

4 今後の予定

- ・平成30年度の取組のフォローアップを協議会・幹事会において実施していく予定です。

鳥取砂丘コナン空港グランドオープンについて

平成30年6月15日
空港港湾課

- 平成30年7月28日（土）に鳥取砂丘コナン空港の空港ビルがグランドオープンします。
- グランドオープンを、新しくなった鳥取砂丘コナン空港をPRする好機として、記念式典や鳥取港と連携したイベントを開催し、空の駅・ツインポートとして航空機利用者のみならず、国内外の皆様や名探偵コナンファンなど多くの方々に来訪していただけるよう広くPRします。
- また、10月26日にオープンする鳥取砂丘ビジターセンターとの連携による周遊観光の相乗効果を高めるため、鳥取砂丘とのシャトルバスの運航・PRブースの設置などを行います。

1 グランドオープン記念式典（案）

日 程：平成30年7月28日（土）
場 所：増築部メインエントランス

2 イベント概要（案）

鳥取砂丘コナン空港・鳥取港のツインポート、鳥取砂丘を含むエリアは、多彩なアミューズメント、アクティビティーの素材の宝庫であり、イベントにより、今後の活用の可能性を示し積極的に展開します。

鳥取砂丘コナン空港

●鳥取空港ターミナルビルを活用したイベントの開催等

- ①ステージイベント ②観光・特産品ブース・JAXAブース

●空港ならではのアクティビティー

- ①滑走路見学 ②親子航空教室 ③フォトギャラリー
※別の日に滑走路での星空観察会を検討中。

●コナンワールドを活用したイベントの開催

- ①「名探偵コナン」ねんどろいど展示 ②謎解きラリーリニューアル
③コナン君と記念撮影：各コナン装飾を活用して、コナン君と一緒に記念写真を撮影

●その他

- ①ANAグランドオープン記念旅行商品造成（募集：グランドオープン前後、旅行期間：9月）
②鳥取砂丘コナン空港テナントによる記念セール（特売、限定メニュー等の販売等）

鳥取港（マリンピア賀露）

- ①「空の駅」×「食のみやこ鳥取県」フェスタ（別紙チラシ）
②賀露海水浴場において、イベント（水鉄砲大会）を開催（砂場スポーツとの連携）
③鳥取空港グランドオープン記念かにっこ館協賛イベント

周遊

- ①「かにっこ空港ロード」満喫ウォーキング＆スタンプラリー
②周遊連絡バスの運行（鳥取砂丘コナン空港～鳥取港～鳥取大学前駅～鳥取砂丘）
③海から鳥取港や砂丘を楽しむため、遊覧船を運行
④鳥取砂丘コナン空港グランドオープン記念キャンペーン（グランドオープン～8月末）
⑤シェアサイクルの運用実験を開始（グランドオープン～11月末）

3 広報

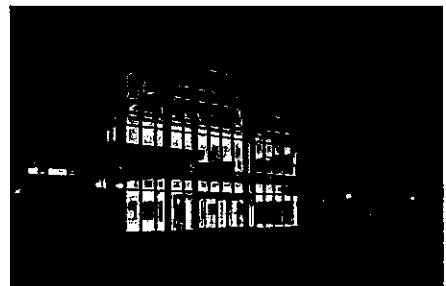
県内（新聞広告、テレビ・TVC、折り込みチラシ、イベントマップ、内覧会など）
県外（アニメ系WEB放送局、東京本部・関西本部からの情報発信）
海外（観光戦略課海外向けウェブサイトでの情報発信）

4 検討体制

全庁的な企画会議でグランドオープン企画を検討しています。

6月下旬 ツインポート推進懇談会で両港の関係者で情報を共有し意見を伺う予定です。

- 5月11日 鳥取空港空の駅化推進検討会
- 5月25日 鳥取港にぎわいづくり検討会



見て! 食べて!
体験しよう!

鳥取砂丘コナン空港グランドオープン記念

鳥取空港×鳥取港 ツインポートフェスタ



三好博道／田中知史(青山剛昌いとこ)

ステージイベント

到着ロビー

- オープニング式典 10:00~
- ウェルカムスペースお披露目
- センターブラザステージ
- オキシジョンライブ
- 空港音楽ステージ
- コナン君とじゃんけん大会＆フォトセッション
など開催!!

体験イベント

- 飛行機タッチダウン
見学ツアー
- 親子航空教室

ワークショップ

- 砂像色付体験
- 恐竜フィギア色付体験

がやってくる!!!

宇宙航空研究のための実験用航空機、「JAXAブース」を展望台から見学。また、飛行中は、パイロットとのやり取りを「JAXAブース」でご覧いただけます。

- 鳥取空港 到着11:00
- 鳥取空港 出発13:00

お時間は変更になる場合があります。天候により中止となる場合があります。

人気イベントがリニューアルして登場!!

新・謎解きラリー お披露目!

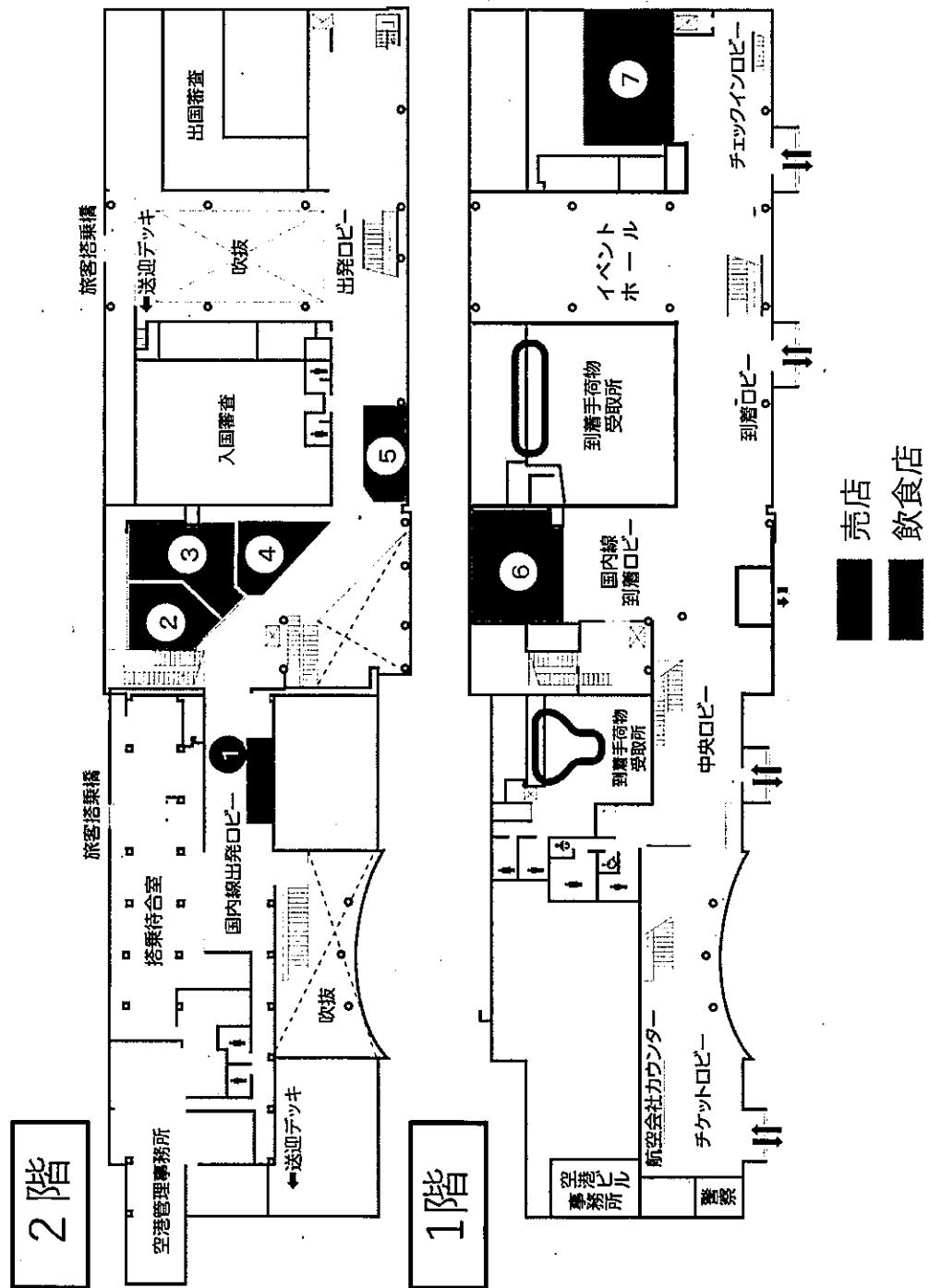


鳥取砂丘の小学校



■主催 お問い合わせ 鳥取県 土木整備部 空港港湾課
TEL:0857-26-7365 FAX:0857-26-8310 (当日連絡先:070-5674-5557)

鳥取空港ターミナルビル 売店・レストランご案内



①ANA FESTAロビー店（土産物販売店）
ANAが就航する全空港でギフト・カード・ショッピングを展開。
地元のお土産、お菓子の他、ANAグッズも取扱いしております。

②レストランアゼリア（飲食店）
ホテルニューオータニ駅取のレストランです。
滑走路と日本海が一望できます。

③ 大江ノ郷自然牧場 空港店（仮）
（物販店・飲食店）
天美卵、卵かけご飯、大江ノ郷バウムクーヘンなど

④ 鳥取大丸 エアポートショッピング（土産物）
「因幡の自うさぎ」をはじめ素材にこだわった「山陰
山陰を代表する金鉢金葉菜（「カネイケイ」）、山の幸と日本海の幸
た焼き芋など

⑤ アジアンリゾートラウンジ 陶庵 (飲食店)
オリジナルスパイスを使つたアジアンご飯とスイーツが楽しめる
お店です。鳥取県内のこだわり食材を使つたお料理に地酒も各種
取り揃えています。緑溢れるリゾート感覚の店内でゆっくりお
寛ぎ下さい。

⑥すばらしき鳥取砂丘コナン空港店(飲食店)
サифォンコーヒーをはじめ「すなほ」メニューはもちろん、
鳥取の玄関口である空港にも新鮮な海鮮丼5種類を準備して
おります。

⑦コナン探偵社 烏取空港店(ダックス販売)
「名探偵コナン」のグッズを販売。青山剛昌先生の
原画を使用したオリジナル商品がたくさん!

鳥取県立みなとさかい交流館の指定管理者審査要項（案）の概要について

平成30年6月15日
空港港湾課

平成31年度から鳥取県立みなとさかい交流館（以下「交流館」という。）の管理運営を行う指定管理者について、次のとおり審査することとしています。なお、審査要項は、鳥取県県土整備部指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会（以下「審査委員会」という。）での審査を踏まえて決定します。

1 指名団体とその理由

境港管理組合

（指名理由）

本組合は鳥取、島根両県が設立する一部事務組合であり、平成18年度より交流館の施設管理等の指定管理を受託しており、誠実に管理を行っている。

2 指定管理者が行う業務

（1）指定管理者が行う業務の内容

- ア 施設設備の維持管理に関する業務
- イ 交流館の利用許可、施設利用料の徴収等に関する業務
- ウ その他交流館の管理運営に必要な業務

（2）管理の基準（基本的事項）

- ア 開館時間、休館日等については、あらかじめ知事の承認を得て決定する。
- イ 交流館の会議室の利用許可、利用の制限については鳥取県立みなとさかい交流館の設置及び管理に関する条例（以下「交流館設置管理条例」という。）に基づいて行う。
- ウ 措置命令、利用許可の取消しは交流館設置管理条例に基づいて行う。
- エ 利用料金の設定及び減免については、あらかじめ知事の承認を得て決定する。
- オ 個人情報の保護については、鳥取県個人情報保護条例の規定を遵守する。
- カ 情報の公開については、鳥取県情報公開条例の規定を遵守する。
- キ 許可等の手続については、鳥取県行政手続条例の規定を遵守する。

3 使用料の取扱い

交流館の会議室の利用料は、指定管理者が自らの収入として收受する。

4 委託料

県は、指定期間中の管理運営に必要な経費として、総額210,861千円（消費税及び地方消費税を含む）を上限として、委託料を支払う。

各年度の委託料に余剰金が生じた場合は、当該超えた額を県に返納する。

5 指定期間

平成31年4月1日～平成36年3月31日 [5年間]

6 スケジュール

- | | |
|--------------------|-------------------------|
| (1) 審査委員会（審査要項の審議） | 平成30年6月6日 |
| (2) 書類の提出期限 | 平成30年7月27日 |
| (3) 審査委員会（候補者の選定） | 平成30年8月上旬 |
| (4) 審査結果の通知・公表 | 平成30年8月上旬 |
| (5) 指定管理者の指定 | 平成30年10月下旬（議会の議決を経て行う。） |

7 審査方法等

(1) 審査方法

学識経験者等で構成する審査委員会を開催し、指定管理候補者として適当かどうかを審査

(2) 審査委員会委員

学識経験者、税理士、地元有識者、県土整備部次長〔計5名〕

(3) 審査基準

審査基準	審査項目
施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること。 (指定手続条例第5条第1号)	<input type="checkbox"/> 管理の基本的な考え方の整合性 (施設設置目的の理解、管理運営の方針等)
施設の効用を最大限に發揮させることであること。 (指定手続条例第5条第2号)	<input type="checkbox"/> 施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容 (サービス向上策、事業の企画、利用促進策等) <input type="checkbox"/> 管理の基準 開館時間、休館日、利用料金等の設定、個人情報保護、情報の公開 <input type="checkbox"/> 施設設備の維持及び衛生管理の水準 <input type="checkbox"/> 事故・事件の防止措置、緊急時の対応 <input type="checkbox"/> 利用者等の要望の把握
管理に係る経費の効率化が図られるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	<input type="checkbox"/> 収支計画及び見積内容
管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎をしており、又は確保できる見込みがあること。 (指定手続条例第5条第3号)	<input type="checkbox"/> 境港管理組合の財政基盤、経営基盤 <input type="checkbox"/> 組織及び職員の配置等 <input type="checkbox"/> 境港管理組合の社会的責任の遂行状況 (障がい者雇用、I S O ・ T E A S の認証等) <input type="checkbox"/> 管理運営状況の実績評価
その他 (指定手続条例第5条第4号)	<input type="checkbox"/> ネーミングライツに係る提案

※ 指定手続条例：鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例

鳥取県立鳥取港ポートパークの指定管理者募集要項（案）の概要について

平成30年6月15日
空港港湾課

平成31年度から鳥取県立鳥取港ポートパーク（以下「ポートパーク」という。）の管理運営を行う指定管理者について、次のとおり募集することとしています。なお、募集要項は、鳥取県県土整備部指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会（以下「審査委員会」という。）での審査を踏まえて決定します。

1 指定管理者が行う業務

（1）指定管理者が行う業務の内容

- ア 施設設備の維持管理に関する業務
- イ ポートパークの利用許可、施設利用料の徴収等に関する業務
- ウ その他ポートパークの管理運営に必要な業務

（2）管理の基準（基本的事項）

- ア 開場時間、休場日、利用料金等は、あらかじめ知事の承認を得て決定する。
- イ ポートパークの利用の許可・制限は、鳥取港湾管理条例に基づいて行う。
- ウ 個人情報の保護については、鳥取県個人情報保護条例の規定を遵守する。
- エ 情報の公開については、鳥取県情報公開条例の規定を遵守する。
- オ 許可等の手続については、鳥取県行政手続条例の規定を遵守する。

（3）その他、管理上の条件等

- ア 業務全体を総合的に把握し調整する総括責任者を1名定めること。
- イ 受付・案内業務には事務所開場時間において常時1名以上配置すること。

2 利用料金等の取扱い

ポートパークの利用料金等は、指定管理者の収入とするが、それらの収入の62%以上を県に納入する。

3 指定期間

平成31年4月1日～平成36年3月31日 【5年間】

4 応募資格

鳥取県内に事務所を置き、又は置こうとする法人等であること。なお、複数の法人等が共同して応募する場合、構成団体に1者以上、鳥取県内に事務所を置き、又は置こうとする法人が含まれているグループであること。

5 スケジュール

- | | |
|--------------------|-------------------------|
| (1) 審査委員会（募集要項の審議） | 平成30年6月11日 |
| (2) 募集の締切 | 平成30年7月31日 |
| (3) 審査委員会（候補者の選定） | 平成30年8月中旬 |
| (4) 審査結果の通知・公表 | 平成30年8月中旬 |
| (5) 指定管理者の指定 | 平成30年10月中旬（議会の議決を経て行う。） |

6 選定方法等

(1) 選定方法

学識経験者等で構成する審査委員会を開催し、面接審査等により指定管理候補者を選定。

(2) 審査委員会委員

学識経験者、税理士、地元有識者、県土整備部次長 [計5名]

(3) 選定基準

選 定 基 準	審 査 項 目
施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること。 (指定手続条例第5条第1号)	<input type="checkbox"/> 管理の基本的な考え方の適合性 (施設設置目的の理解、管理運営の方針等)
施設の効用を最大限に發揮させるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	<input type="checkbox"/> 施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容 (サービス向上策、事業の企画、利用促進策等) <input type="checkbox"/> 管理の基準 開場時間、休場日、利用料金等の設定、個人情報保護、情報の公開 <input type="checkbox"/> 施設設備の維持及び衛生管理の水準 <input type="checkbox"/> 事故・事件の防止措置 <input type="checkbox"/> 地域住民との協調の妥当性 <input type="checkbox"/> 船舶保管状況の確認及び指導方法の妥当性
管理に係る経費の効率化が図られるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	<input type="checkbox"/> 收支計画及び見積内容 <input type="checkbox"/> 県への納入額（納入割合%）の多寡
管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること。 (指定手続条例第5条第3号)	<input type="checkbox"/> 法人等の財政基盤、経営基盤 <input type="checkbox"/> 組織及び職員の配置等 <input type="checkbox"/> 関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況 <input type="checkbox"/> 法人等の社会的責任の遂行状況 障がい者雇用、男女共同参画推進企業の認定、I S O ・ T E A S の認証、あいサポート企業の認定等
その他 (指定手続条例第5条第4号)	<input type="checkbox"/> ネーミングライツに係る提案

※ 指定手続条例：鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例

鳥取県営境港水産物地方卸売市場及び境漁港の指定管理者審査 要項（案）の概要について

平成30年6月15日
水産振興局水産課
境港水産事務所
空港港湾課

平成31年度から鳥取県営境港水産物地方卸売市場（以下「境港市場」という。）及び境漁港の管理運営を行う指定管理者について、次のとおり審査することとしています。なお、審査要項は、鳥取県農林水産部指定管理候補者審査委員会での審査を踏まえて決定します。

1 指名団体とその理由

境港水産物市場管理株式会社

（指名理由）

本会社は境港魚市場株式会社、鳥取県漁業協同組合、漁業協同組合JFしまねの共同出資により設立され、平成21年度より本市場・漁港の施設管理等の指定管理を受託しているが、誠実に管理を行っている。

2 指定管理者が行う業務

（1）指定管理者が行う業務の内容

- ア 施設の利用許可、施設使用料の徴収等に関する業務
- イ 施設設備の維持管理に関する業務
- ウ その他境港市場及び県の管理する漁港施設（甲種漁港施設）のうち境漁港に係るもの（以下「境漁港甲種漁港施設」という。）の管理運営に必要な業務

（2）管理の基準（基本的事項）

- ア 開場時間、休場日等については、あらかじめ知事の承認を得て決定する。
- イ 卸売予定量等の報告・掲示、施設の利用の許可・制限、利用の許可の取消しは、鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置及び管理に関する条例（以下「市場条例」という。）に基づいて行う。
- ウ 措置命令、危険物の制限、放置物件の除去命令、境漁港甲種漁港施設の利用の調整、利用届の受理は、鳥取県漁港管理条例（以下「漁港条例」という。）に基づいて行う。
- エ 個人情報の保護については、鳥取県個人情報保護条例の規定を遵守する。
- オ 情報の公開については、鳥取県情報公開条例の規定を遵守する。
- カ 許可等の手続については、鳥取県行政手続条例の規定を遵守する。

3 使用料の取扱い

市場施設の使用料は、指定管理者に徴収委託し、県の収入とする。

4 委託料

県は、指定期間中の管理運営に必要な経費として、総額756,437千円（境港市場分720,138千円、境漁港分36,299千円）（消費税及び地方消費税を含む）を上限に委託料を支払う。

各年度の委託料に余剰金が生じた場合は、その1/3の額を県に返納する。

5 指定期間

平成31年4月1日～平成36年3月31日 [5年間]

6 スケジュール

- | | |
|--------------------|-------------------------|
| (1) 審査委員会（審査要項の審議） | 平成30年6月13日 |
| (2) 書類の提出期限 | 平成30年8月中旬 |
| (3) 審査委員会（候補者の選定） | 平成30年8月下旬 |
| (4) 審査結果の通知・公表 | 平成30年8月下旬 |
| (5) 指定管理者の指定 | 平成30年10月中旬（議会の議決を経て行う。） |

7 審査方法等

(1) 審査方法

学識経験者等で構成する審査委員会を開催し、指定管理候補者として適當かどうかを審査

(2) 審査委員会委員

学識経験者、税理士、水産振興に関する有識者（2名）、水産振興局長 [計5名]

(3) 審査基準

審査基準	審査項目
施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること。 (指定手続条例第5条第1号)	<input type="checkbox"/> 管理の基本的な考え方の整合性 (指定設置目的の理解、管理運営の方針等)
施設の効用を最大限に発揮させることであること。 (指定手続条例第5条第2号)	<input type="checkbox"/> 施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容 (サービス向上策、事業の企画、利用促進策等) <input type="checkbox"/> 管理の基準 開所時間、休所日、利用料金等の設定、個人情報保護、情報の公開 <input type="checkbox"/> 施設設備の維持及び衛生管理の水準 <input type="checkbox"/> 事故・事件の防止措置、緊急時の対応 <input type="checkbox"/> 利用者等の要望の把握
管理に係る経費の効率化が図られるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	<input type="checkbox"/> 収支計画及び見積内容
管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること。 (指定手続条例第5条第3号)	<input type="checkbox"/> 組織及び職員の配置等 <input type="checkbox"/> 法人等の財政基盤、経営基盤 <input type="checkbox"/> 関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況 <input type="checkbox"/> 法人等の社会的責任の遂行状況 <input type="checkbox"/> 当該施設の管理運営状況の実績評価
その他 (指定手続条例第5条第4号)	<input type="checkbox"/> ネーミングライツに係る提案

※ 指定手続条例：鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例

一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について

【新規分】		工事名	工事場所	契約の相手方	契約金額	工期	契約年月日	入札方式
主務課 道路企画課 八頭課 八頭県土整備事務所	県道岩美八東線(姫路A 505工区外)道路災害防除工事(交付金防災)(経済対策)	八頭町 姫路	株式会社竹内組 代表取締役 竹内 秀彦	111,348,000円 (予定価格) 121,226,760円	平成30年5月31日 ~ 平成31年2月18日	平成30年5月31日 ~ 平成31年2月18日	一般競争入札 (12社)	